

令和3年 第1回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成3年1月29日(金) 15時00分 から 16時13分

2. 開催場所 東神楽町役場 2階 研修室1

3. 出席委員 12名

会長	12番	小足 幸久
会長職務代理	1番	島田 幸典
	2番	蒔田 義仁
	3番	前田 哲也
	4番	伴野 善清
	5番	野々瀬 浩司
	6番	岸本 昌延
	7番	大柿 誠
	8番	安藤 有一
	9番	栗本 豊美
	10番	伊藤 伸也
	11番	藤田 尚弘

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第52条による賃貸借情報の提供について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第3号 あっせん委員の指名について

第7 議案第4号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 長野 泰定

主事 土田 洸佑

開会

事務局長

それでは皆さん、お疲れ様です。定刻になりましたので、只今から令和3年の第1回、通算708回の総会を開催したいと思います。全員出席しておりますので、定足数に達しております。ご起立願います。農業委員会憲章を朗読いたします。私に続いて朗読願います。今日は5つ目になります。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席ください。それでは、会長からごあいさつをいただきます。

あいさつ

会長

第1回、通算708回目の総会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。あらためまして今年、第1回目ってことで皆さんお忙しいと思います。今年もよろしく願いいたします。ですね、今、巷ではコロナ、コロナ流行ってますけれども、厚生病院のほうでもクラスター発生が発生しましてですね、まあ、旭川の病院たちがですね、全国ネットのニュースに出るということで、非常に我々も不安な気持ちでおったわけなんですけれども、今、そちらのほうも一応落ち着いているということで、その病院のほうはまあまあ落ち着いたかなあとと思いますけれども、農家のほうを見ますと、コロナによって、飲食店で悪かったりそういったところがですね、閉店を余儀なくされてるということですね、定期的に今、消費してくれてた飲食店が潰れてるってことで野菜の値段がですね上がったり下がったりということでもなかなか安心していないことでもありまして今年農業ということに関しましてもですね、非常にちょっと不安なところがあります。去年はちょっと値段が良かったので我々も安心していたんですけども今年に関して予断を許さないのかなと思っております。麦のほうもですね、先ほど、先ほどではない、昨日ですか、農協に確認しましたらですね、或いは2年産の麦が今まで一度も出ていないというような報告を受けましたので、麦のほうもなかなか動きが鈍ってるという。なかなか大変のかなと思っております。今日は仕事で支部に戻ってきましてけれども、強化ってことで、麦であったり、大豆、そういうものはですね、一応補助金の対象になるんじゃないかというふうなニュースは出てますけれども、それも今年の秋の話ということなんで、我々としてもそれを期待してやるわけなんですけれどもちょっと不安な1年かなあとと思っております。我々のですね経営のほう厳しくなってくるとですね土地の売買という売方が高くなってくるし、買う方は買いづらいというような形になってきますのでこれから何となくそういうふうな流れになってくるのも我々の仕事が厳しくなってくるのかなあというふうな懸念がございます。本日もですね、案件ございますので、皆さんの慎重審議をよろしくお願いいたします。

会議録署名委員

会長

それでは<日程第1> 会議録署名委員の指名について 本日は9番 栗本委員、10番 伊藤委員よろしくお願いいたします。

【報告】概況報告

会長

<日程第2> 報告第1号 農業委員会の概況報告について、事務局より報告願います。

土田主事

はい。それでは概況について報告させていただきます。1月13日、あっせん委員会が行われ、島田代理、伴野農地部会長、蒔田委員、前田委員、大柿委員が出席されております。続きまして、1月22日ですが、あっせん委員会が開催され、島田代理、伴野農地部会長、前田委員が出席さ

れております。以上です。

【報告】農地法第52条による貸借情報の提供

会長	<日程第3> 報告第2号 農地法第52条による貸借情報の提供について、事務局から報告願います
土田主事	はい。それでは、農地法第52条による貸借情報の提供についてことごとく報告をさせていただきます。こちらの件なんですけれども、毎年、1月にですね、表の下の部分に載ってはいるんですが貸借料データの収集ということで、田のデータのみを集めております。で、期間につきましては令和2年の1月から令和2年の12月までの農地利用集積計画の公告のあった貸借を基に集計しております。で、こちらですが、貸借料データの区分として収集した貸借料データについて1筆ごとに10アールあたり、反当価格ですね、貸借料を求めています。こちら、集計するにあたりまして、15,000円。反当15,000円を超えるもの、また5,000円未満のものについてはデータの信ぴょう性、信頼性ですね、信頼性を高めるために除外して計算しております。そして最終的な結果としては件数、筆数ですね。筆数としては274筆の貸借があったということになっております。また、件数におきましては84件。貸借料の最高額は15,000円。最低額は5,000円。平均額としては12,600円ということとなっております。で、こちらの内容については町の広報誌であったり農協さんの東神楽の広報誌、農協東神楽さんの広報誌、あと、町のホームページ等で公表をしていくこととなっております。公表につきましては12月を予定しております。以上です。
会長	はい。報告に代えさせていただきます。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知

会長	<日程第4> 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。
土田主事	それでは農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明をさせていただきます。今月2件となっております。番号41番、貸主〇〇さん、借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。合計面積が44,802㎡。解約の成立日が、1月8日引き渡し日が1月28日となっております。こちら、農地の売買のため、解約することとなっております。当初の契約期間につきましては令和2年6月30日から令和6年11月30日までの5年間を基盤強化法で結んだ契約となっております。続きまして42番です。貸主〇〇さん。借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか3筆。合計面積が5,671㎡。こちら、解約の成立日が、1月6日。土地の引渡しが2月1日となっております。こちらは貸借契約の整理のための解約となっております。当初の契約期間といたしましては、平成24年2月27日から令和5年11月30日までの11年間を基盤強化法で結んだものとなっております。また、どちらの件につきましても、解約の成立から土地の引渡しまで、半年以内であることが確認できております。以上です。
会長	適法な解約でございますので、報告いたします。

【議案】農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定

会長	<日程第4> 議案第2号 農業経営基盤強化法促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、継続案件については変更点のみ説明いたします。事務局より説明願います。
土田主事	はい。それでは、農用地利用集積計画についてご説明をさせていただきます。今月は所有権移転が5件、利用権設定が新規2件、継続8件の合計10件となっております。まずは所有権移転関係からです。番号17番。所有権の移転を受ける者、公益財団法人北海道農業公社。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか4筆。合計面積、44,802㎡。こちら売買となっております。所有権の移転日は本日で、対価の支払い期限は3月12日までとなっております。売買価格につきましては、16,760,000円。反当価格につきましては田で、400,000円。畑で200,000円となっております。こちらの農地保有合理化事業の買入となっております。以上です。
会長	担当、伴野委員。
伴野委員	はい。只今、事務局から説明のあったとおりでございますが、こちらの案件、昨年春、4月か5月か、その頃に〇〇さんが体調をまた公的にもまた多少厳しいとこういう訳で、隣接者であります〇〇さんに急遽、賃貸契約そういう感じになったわけなんでございますけど、秋になりまして、本人またはご家族と相談した結果、この際、道路から向こうっていうか堤防側のほう、今回売却をしたいと、こういうふうにあっせんが、売りたいというお願いが生まれて、それに関してあの耕作者であります、〇〇さんにお伺いを立てたところ、是非ともまたこの先もあのここで耕作を続けたいとそういった希望がありまして、金額も金額で、かなり高額になりますんで、こういった公社案件となったわけでございます。問題はなかろうと思っておりますけれども、慎重審議のほどをよろしく願います。
会長	担当委員からの説明が終わりましたけれども、何かご質問、ご意見はございませんか。
各委員	(なしとの声)
会長	はい。無ければ決定いたします。番号18番。会議規則第15条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。はい。18番。
土田主事	はい。それでは、続きまして18番です。所有権の移転を受ける者、〇〇委員。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか1筆。合計面積が2,775㎡。こちら売買となっております。所有権移転日は本日1月29日。対価の支払い期限は2月28日までとなっております。売買価格につきましては、1,112,000円。反当価格につきましては田で450,000円となっております。以上です。
会長	担当、前田委員。
前田委員	はい。それでは私のほうから補足をさせていただきます。〇〇さん、〇〇さんのほうからあっせんの申し出がございまして、耕作が、賃貸耕作をしている〇〇さんにお話をしたところですね、購買の意思が無いということなので、隣接する〇〇さんのほうにお話をしたところ、是非ともというお話になりましたので、今回、売買ということになりました。価格につきましてはですね、田で450,000円なんですけど、正確に言うと1,111,500円なんですけど500円切り上げて、先ほど記載されている1,112,000円という金額になりましたので問題ないのかなあというふうに思います。〇〇さんにつきましては既に皆さんご承知の通りだと思いますので慎重審議のほうをどうぞ、よろしく願います。

会長 担当委員の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんか。
 伊藤委員 これ、ちょっと参考までに。
 会長 はい、どうぞ。
 伊藤委員 これ、図面、見る限りは形的にここはハウスやられていた。
 前田委員 いや、田を。
 伊藤委員 これ、実際に田で。水稻を。
 前田委員 水田。
 事務局長 ななつぼしですね。ななつぼしでした。
 伊藤委員 ものすごい、図面の形が悪いから。えー。ああ、そうですか。分りました。
 会長 他になにかご意見ご質問はございませんか。無ければ決定いたします。
 番号19番。
 土田主事 はい。それでは続きまして、番号19番です。所有権の移転を受ける者〇〇。所有権の移転をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか1筆。合計面積が23,081㎡。こちら売買となっております。所有権の移転日は本日、1月29日。対価の支払い期限は2月28日までとなっております。売買価格につきましては3,728,000円。妥当価格につきましては田で200,000円となっております。以上です。
 会長 担当、伴野委員。
 土田主事 はい。只今、事務局から説明があった通りですが、長年〇〇さん、〇〇さんとは賃貸契約を結んでおられたわけなんです、今のところ、国営事業で来年度工事が入る予定。そういったことも鑑みまして、今回この機会に売りたいと、〇〇さんのほうからお願いが出ました。これに鑑みまして、第一耕作者で第一権利者であります〇〇さんのほうであの確認をしたところ、打診をしたところ、是非とも買いたいとそういった願いが出て今回のあっせんとなるわけでございます。価格におきましても、相場の200,000円ということで問題は無かろうかと思っております、慎重審議のほどをよろしく申し上げます
 会長 担当委員の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんか。
 各委員 (ないとの声)
 会長 無ければ決定いたします。次、番号20番。
 土田主事 はい。それでは番号20番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか9筆。合計面積が44,827㎡。こちら売買となっております。所有権の移転日は本日1月29日。対価の支払い期限につきましては、3月31日までとなっております。売買価格につきましては、7460,000円。妥当価格につきましては〇〇と〇〇につきましては、田で150,000円となっており、それ以外の田につきましては、妥当価格200,000円。畑につきましては90,000円となっております。図面といたしましては6ページ、6ページ目ですね。ご覧いただければと思います。以上です。
 会長 担当、大柿委員。
 大柿委員 はい。只今、事務局の説明があった通りでございます。〇〇の〇〇さんより、春に高齢ということで、土地を売りたいという意向を聞きまして。〇〇さんのほうがですね、この〇〇さんの作業委託をされておまして、〇〇さんのほうに話を持って行ったところ、快く受けていただきました。なお、あっせんが2つに分かれている部分について説明しますと、〇〇というのが、稲荷、高台の部分にあたりまして南側に木が生えて概ね1日中、日が当たらない状況ということで、

状況はちょっと悪いというもの、もう1個、小さいのが〇〇っていうのがあるんですけど、これはあの、稲荷に行く道路づたいにあるんですけど、水田としてなってるんですけど、のりがついてなかったり田んぼとしての機能が著しく欠けてる部分でございまして、この部分については、反150,000円ということで考えまして、あと、残りにつきましては、稲荷では概ね200,000円というあっせん今きていますので、その価格帯でいきたいということで、この2本立てのあっせん進めるようになりました。特段、問題がないと思いますけど、よろしくお願いします。

会長 はい。担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問はございませんか。

伊藤委員 これちょっと、すいません。ちなみにこれ、畑の面積ってこれ、2か所、2筆あるってそれ足しても1反にならないんだけど。

土田主事 こちらにつきましては、〇〇と〇〇ということであの、なんていうんですかね、〇〇と〇〇の間に四角く挟まってる土地、分りますでしょうか。

伊藤委員 ああ、はい。

土田主事 この1部分が実は畑になってる部分がありまして、その部分を水張面積と分けて計算すると、その部分ちょっと足ささってこの面積になっています。

伊藤委員 はい。分りました。

会長 あと他にご質問ございませんか。はい。無ければ決定いたします。続きまして、番号21番。

土田主事 はい。それでは番号21番です。所有権の移転を受ける者〇〇さん。所有権の移転をする者〇〇。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」。面積が3,265㎡となっております。こちらも売買で、所有権の移転日は本日1月29日。対価の支払い期限につきましては、2月28日までとなっております。売買価格につきましては、594,000円。反当価格につきましては、田で200,000円となっております。以上です。

会長 はい。担当、大柿委員。

大柿委員 はい。先ほどと同等の案件でございまして、〇〇さんの〇〇さんより売買の話をされました。なお、このこの部分が1筆だけ離れておりまして周りに耕作されておるのがちょうど北川さんという状態なので、あえてちょっと分けさせていただいて、この1筆だけですけど分けさせていただきました。で、〇〇さんにおかれましては後継者もおりますし、特段問題のほうは無いかと思えますけれども、よろしくお願いします。

会長 担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問はございませんか。

各委員 (ないとの声)

会長 はい。無ければ決定いたします。続きまして、利用権設定関係、68番。

土田主事 はい。それでは、利用権に移ります。番号68番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「田」ほか4筆。合計面積が47,119㎡。こちら賃貸借となっております。利用権の始期、終期につきましては、令和3年2月2日から令和7年11月30日までの5年間の賃貸となっております。賃貸総額につきましては645,000円。反当価格につきましては15,000円となっております。こちらの件なんですけど、殆ど継続の案件ということになっているんですけども、図面が8ページになります。この8ページで契約するところが全て賃貸借契約になっているんですけども、前半のほうで解約の案件があったと思います。それが、ごめんなさい。また戻りまして2ページ目、図面2ページ目になるんですけど、先ほどの賃貸の部分から、今度、2ページ目の部分を除いた部分が今年賃

貸借契約が切れるということで進んでいたところではあるんですけども、この2ページ目の〇〇ということで、実際の田のところにはみ出しているところですね。などをちょっと形がいびつであったため、今回、一旦全部解約して、土地の形に合うように契約し直そうということで、新規案件になっております。はい。以上です。

会長 担当、伴野委員。

伴野委員 はい。只今、事務局の説明があった通りでございます。慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問はございませんか。無ければ決定いたします。はい、69番。

土田主事 はい。それでは69番です。利用権の設定を受ける者〇〇さん。利用権の設定をする者〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇。現況地目「畑」ほか1筆。合計面積、2,664㎡。こちら使用貸借となっております。利用権の設定の始期終期につきましては令和3年2月2日から令和7年11月30日までの5年間の契約となっております。こちらが使用貸借なので無償となっております。こちらの件につきましては図面で言うと9ページ目になります。先ほどの8ページ目のちょっと上の部分になるんですが、この部分につきましては現在畑ということで元々、〇〇さんが借りていたところではなくて、〇〇さん〇〇さんの息子さんの方が借りて作っていたことにはなっていたんですけども、もう作らないということでしたので近くを耕作している久保さん、そこで使用貸借で借りるというお話になって今回新規であがってきております。以上です。

会長 担当、伴野委員。

伴野委員 はい。只今、事務局の説明があった通りでございます。慎重審議のほどよろしく願いいたします。

会長 はい。担当委員の説明が終わりましたけれども、何かご意見ご質問はございませんか。無ければ決定いたします。番号、次、継続番。はい。継続案件お願いします。

土田主事 はい。それでは継続案件ですので、変更点のみご説明させていただきます。まず、70番です。70番につきましては、〇〇、地番の〇〇とそれ以外のもので契約分かれていたもので、そちらを1つに併せております。はい。続きまして、71番は特に変更ありません。はい。

会長 72番は会議規則第15条によりまして、〇〇委員の退席を求めます。

土田主事 はい。72番ご退席いただきましたが、変更点、特にありません。

会長 73番。

土田主事 続きまして、73番です。変更点といたしましては、賃貸借の期間が5年から1年ということになっております。と、合わせて74番なんですけど、こちらも5年から1年になっているのと、元々、73番、74番につきましては、同じ賃貸借契約だったものを今回バラバラにしております。はい。

会長 続いて75番。会議規則第15条の規定により、〇〇委員の退席を求めます。はい。番号75番。

土田主事 はい。75番につきましては賃貸借の期間が10年から3年に短縮されております。

会長 番号76番。

土田主事 はい。76番は変更ありません。

会長 はい。会議規則第15条の規定によりまして、〇〇委員の退席を求めます。はい。77番。

土田主事 はい。77番も特段変更ありません。内地番で切っております。

会長	はい。利用権の設定のほう説明終わりましたけれども、何かご意見ご質問ございませんか。
各委員	(ないとの声)
会長	無ければ決定いたします。

【議案】 あっせん委員の指名について

会長	<日程第6> 議案第3号、あっせん委員の指名についてあっせん委員の指名は会長一任でよろしいでしょうか。
各委員	(良いとの声)
会長	それでは指名いたします。ああ、まだか。32番。
土田主事	ああ、いいですよ。
会長	説明。
土田主事	説明、特に。
会長	特になし。
土田主事	はい。
会長	はい、では32番。島田代理、伴野委員、栗本委員、お願いいたします。

【議案】 東神楽町農業振興地域整備計画の変更

会長	続きます<日程第7> 議案第4号 東神楽町農業振興地域整備計画の変更について今、担当がですね、産業振興課ということです。
事務局長	今あの、産業振興課のほうから2人説明に参りますので、少々お待ちください。議案第4号です。あと、お手元ですね、資料もあらかじめ伝えておきますと、あらかじめ郵便で送らせていただいたものに、右方に議案第4号別冊資料と書いてある、紙1枚のものから後ろ全てが産業振興課から説明させていただくものになります。一連ホチキス止めの上のほうに、農業振興地域整備計画変更協議書とこう書いてあるものがホチキス止めでポツポツポツと一緒に封筒に入っていたと思いますが、それら合わせてになりますんで。
水上課長	本日はご多忙の折、お時間を割いていただきまして、大変ありがとうございます。春にですね、この農業振興地域の見直しをお願いしていたところでしたが、追加の案件が出てまいりましたので、また、ご説明させていただきまして、ご理解をいただきたいと思います。2つの変更内容でございますが、まず、マスタープランでございますが、これにつきましては、現状では変更ございません。そして、2番目の農業利用計画いうところになります。あ、農用地の利用計画ですね。ここにつきましては編入と除外といたしましてア、イ、ウの3点を載せてございます。まずは編入でございますが1ページ目を開いていただきまして、2ページ目となりますが、上の欄になりますが、
事務局長	1ページ目2ページ目と言いますよりも、変更、これですね。皆さん、お手元目をつけてますでしょうか。今、ホチキス止めのもので、のほうの説明に産業振興課水上課長のほうから言っておりますので、ホチキス止めで何書いてるかっていうと一番上のほうに私今、こうやってこんなような表になってるやつですね。これがそれぞれこれからいくつか産業振興課長から説明させていただきます。ホチキス止めで使ってる部分です。左のほうに参考様式5-2と書いてあるもの。5-2が、それぞれ1, 2, 3, 4つくらいあるものがお手元にありますでしょうか。大丈夫ですね。皆さん領いてますね。はい。

水上課長

それでは、局長にはお世話になりました。クリップ止めの1つ目でございますが、これについては国営の緊急農地再編整備事業に関わりますものでございます。全部で114筆ございまして、面積としては、7町と3畝超というような状況でございます。精査の結果ですね、先般に加えて、この部分が編入の必要が出てまいりましたので、図面につきましては、裏面にカラーで付けてございますが、このうち、多少の部分でございますけれども、どうしてもですね、編入しなければならないというような状況から、この部分についてご理解いただきたいと思っております。

失礼。続きまして、2つ目のクリップ止めでございますが、これにつきましては除外になります。一番最初に参考様式5-2除外5要件の中で、耐震性防火水槽設置事業とある様式でございます。これについては場所でございますけれども、瑞穂通りと10号の角、具体的には塚田様のお宅のところでございますが、開いていただくと地図がありまして、申請地と書いてございましてところは該当する場所でございます。ここに100トンのですね、防火水槽を埋設するというようなことになってございまして、全体の面積といたしまして408㎡を使って防火水槽を埋設するというようなこと。実は、これにつきましても事業は終わってございます。先般の話がありました、先般の火事でも利用されたというようなことでありました。農地転用のほうは防火水槽利用等となっておりますところでございますが、農振の除外については必要というようなことになっておるので、今回除外させていただきたいということをお願いしたい次第でございます。イの件になります、クリップ止め3つ目になります。1の計画変更の概要という欄の大雪霊園墓地増設という様式になります。場所につきましては、ちょっと大きく書いてあるので、大変分かりづらいかないかと思っておりますが、今ある大雪霊園の南側のところになります。ここに写っている道路につきましては既線の道路でございまして、これの一番左端の部分、ここに町有地がありましたがこの部分、ちょっと農振の除外をすることから、この部分の除外がですね、漏れておりましたのでこれにつきまして除外をお願いしたいというところでございます。町有地なものですから、こういうようなことでちょっと分からなかったというような状況でございます。除外の3つ目。クリップ止めの最後になります。これにつきましては森林公園の東側になります。地図をご覧いただければいいかと思っておりますが、実は大変分かりづらくて恐縮ですがため池と書いてある右側の真ん中あたりに書いてありますが、これが遊水地でございます。森林公園の中の。その西側のほうになりますけれども、現在、見たかったことある方おられるかもしれませんが、ここに〇〇さんという方がおられてですね、馬を飼ってたところの上の場所になります。この場所につきましては現況、山林というような形になっておりましたが、農地ではありません。その一方で農業振興地域に入っているというような経過がわかりまして、今回この部分につきまして、新聞報道でもありますので、ご承知の方もおられるかと思っておりますが、水野染め物工場さんというようなところが開発の計画をもう一度というようなことから、これにつきまして除外というようなことで進めていきたいというふうに考えておるところでございます。以上4点になりますけれども、よろしくどうかお願いしたいと思います。以上でございます。

事務局長

そうですね。ちょっと補足しますね。この農業委員会の総会において何故この話をするのかということ、新しい農業委員さんもいらっしゃいますので、少し触れたいというふうに思います。農業振興地域整備計画。農振、農振という形ですね。こちらもずーと昔から、昭和の時代から、それぞれ全国の自治体では農地を守っていくということで、農振農用地ということで、非常に農地以外にするのが非常にブレーキをかけてそういうふうにして農地を守っていくことで、国のほうでは農振農用地計画ということでやっていて、東神楽町もここは農用地ですよ、こうやってや

っていくんですね。で、そこから例えば、転用して農地以外にしたいという時には、その農用地から外すということをやったらこの総会で転用の審議、長い委員さんにご存じだと思うんですけど、転用審議ですね。と同じようにですね今回先ほど除外のお話のあったようなもの例えばその、なんですか、防火水槽を作るから、今までがつつり農用地として守っていたあの田んぼ、あそこはもう守りません、農用地区域から外しますというこれを農振農用地区域からの除外といいます。これらのものだとか、後は場合によっては農振農用地にこう編入、さっき国営の部分で104筆の編入っていうお話ありましたがでも昔からこう東神楽農地、農用地区域があるんだけれども昔はですねこんな図面なんてのも手書きの図面ですしそん中でどの筆がどの田んぼにあたるかなんてのはですね、やっぱりこう、漏れがあるんですよ。ということは何かというと、国営で東神楽町農地をここ全部国営で整理しますよって東京の霞が関のほうに申請してるわけです。推進室で。そこを全部ブルドーザーこれから入るんですけども、国の税金を使ってブルドーザーが入るところは農振の農用地でがつつり持ってるところじゃないとブルドーザー入りませんでことになっています。で、何回も何回も精査するんだけど、やっぱりですね、こうやってよくこう見ていくと104筆全部足すとですね、実は700ヘクタールはまだ漏れている漏れていたというか、農用地として、農用振農用地区域として指定しておくべきだったというところがですね、結構あるんですね。ちょこちょこちょこことそういうものを編入と言います。で、それらのことをやるのですね、農用地、農振の変更って言い方するんですけど、変更、これを産業振興課のほうで北海道のほうにですね、色んな書類、分厚い書類を出して、知事から許可を得るんですね。その、資料のうちのほんの一部だけを皆様のほうにホチキス止めで付いてるようなものだったりするんです。ただ、非常にあの様式とかも、これ、全国同じ様式なんだと思うんですけど、見づらい、役所と役所の様式は見づらいと思うんですけども、そういう変更をするときに、産業振興課では、意見を聞かなければなりません。どこに、ということになりますが全国一律です。農業委員会の意見を聞く。あと、農協さんの意見を聞く。あとは、土地改良区の意見を聞く。あと、その他、場合によっては聞くべきところあるんですけども、今回も産業振興課のほうから、農業委員会にも聞いてますし、JAさん、JAさん理事会に来るから分らないですけどね、事務で整理しちゃおうと思うんで、理事会までかかんないかもしれませんけども、JAさんにも聞くと。東和、今回で言えば、土地改良区になりますが、土地改良区にも聞く。旭川土地改良区、東和土地改良区、両方に聞いて。で2月の中旬くらい迄にお返事を下さいということで、事務方に書面が来ているので、今日このように議案第4号ということで、意見くださいと。この後に会長のほうでどうですかっていう話になっていくということになります。恐らく岸本委員も東和土地改良区選出ですけども、理事会まではこの辺はかからないと思います。きっと、事務方で処理してですね、特段、何か事情無ければ支障なしとかっていう返答が事務方で帰ってくる。農協さんも同じくだと思う。ただ、農業委員会についてはこれ実質的に必ず総会のほうにかけているものと思われまして、直近では、令和2年の4月28日の総会で、このような形でこうあの時農振の編入が多かったですね。あと、お墓の何ヘクタールですか、お墓の南側、ごそつと除外する。お墓、あの時は700ヘクタール除外したんですけども、今回169㎡ですか。

はい。

ほんの筆みみたいな、端っこが抜くのがちょっと漏れてましたっていうのが169㎡、今回また抜かしてくださいということでこうやってあの話をしている、いう意見を聞いて、いうような話の総論になります。ちょっと若干の補足の説明でした。会長、はい。

水上課長
事務局長

会長 それではあの東神楽町農業振興地域整備計画の変更についてなんですけれども、何かご意見ご質問ございませんか。ちょっと1点。

水上課長 はい。

会長 防火水槽なんですけれども先に工事が始まってしまって、終わってしまったわけなんですけれども、順番的には問題ないんですかね。

水上課長 順番的には問題ないと判断しています。あとから。

会長 工事始まってもそれは別に問題ない。

水上課長 はい。

伊藤委員 場所の選定はどうしてるの。

水上課長 場所の選定は消防のほうでやっています。

伊藤委員 わざわざ、農地にする必要があるのか無いのかもありますよね。

水上課長 一番、合理時な部分で、ええ、下と、300メートルピッチで。

伊藤委員 あと、〇〇のところなんか予定してる。〇〇号。

水上課長 そうですね。極力伊藤委員さん、仰る通り農地とはそういうことじゃなくて、例えば、駐車場の下ですとか。

伊藤委員 振興計画で農地を守るために、設定しててね、それを取られるんだから。それって設定してたものをね、そういうことが無いようにっていうのがこういうことなんだろうけれど。

水上課長 はい。

事務局長 課長、ちょっと説明。補足しますか。今、伊藤委員が仰る通り農地というのは守るべきで、その中でですね公共性のあるもの。色々皆さん、イメージ湧きます？例えば、次にお話するようなものについてはですね、例えば皆さんの身近なところで言うと、農業委員会の審議が要りませんってことになります。公共性の高いものってことですね。農地を農地以外にするときに、農業委員会の許可が要りませんってなって、これはですね、漢字でいうと許可不要案件って言います。それは、公共性の高いものについてはそういうふうになってまして。その中の一つにですね、消防法で規定する消防の用に供する用地とかって色々あるんです。その他に、あるのがですねいいんです。法律の名前を言うとですね土地収用法って言って土地を収用する、これすなわちですね土地を国とか市町村とか道が国民から召し上げる公共のために。それを土地収用って言うんですね。もし、これ、仮にですけど世の中でトラブったら強制的に召し上げることができるっていうのが土地収用って言います。その規定している法律が土地収用法っていうのがあってその中でですね、35、ダアーってあるんですね。土地収用法第3条っていうのがあって、35個列記してあって、ここに書いてあるものについては、もし、国民がですね、いやだって言っても最終的には強制的に公共のために召し上げることができるいう、強い法律があるんです。そこに書いてあるものについてはOKよということになって、場合によっては土地、国から言ってもですね、税金も国民の皆さん、土地需要法の該当仕様に列記されてるのについては税金もかからないようにしますよみたいなそういうことにもなっているんですね。その中に列記されてるものが、畑これは、農地の転用の許可が要りませんということで議案で審議したこと無いですよ。墓、あと、火葬場。これも審議しなくていいです。あとは道路、何かって言ったら今、東旭川からだ一って通りますよね。あれも農地を農地以外のものにする。あれもですね、土地需要該当事業は道路ですね。あれは北海道がやってます。で、あとはなんですか、そういうことです。ああ、防火水槽。今、伊藤委員から話があった防火水槽。これもですね、町、及び消防法では宅地を探したんだけ

	れど、どうもない。
伊藤委員	うちにあったのに。
事務局長	あった。
各委員	一同笑い
事務局長	まだ、まだ他にあれ、あそこで、〇〇の〇〇号で1個ですけどもね。そんなような。他にもまだ防火水槽、必要だっていうことで出来れば宅地とかを探して作ってことになるんでしょうけれども、無ければまた。
伊藤委員	去年埋設して去年、今年、今年か。
各委員	すぐ使ったからね。値はあったよね。
事務局長	値はありましたよね。こういうことなんですよ。ですから、今、今農業委員さんから質問のあった話っていうのはやっぱり農業委員として相応しい話だと思います、が、そういうことですね、一応他にもこれ、何か所が、もしかしたら防火水槽作りたかって話出てくるかもしれません。色んな所に。そんなときには国営の受益になってるところから、抜く可能性もある。今回の塚田さんのところも元々はなっていました。なっていましたけれども、それも国営推進室のほうで開発局に頭下げて、ここはやるって言ってたけれど、でもやっぱり防火水槽は必要だから、抜かしてみたいな話。そんなような話、色々です、こう、同時に色々進んでいって、小足会長からさっき質問があった工事終わってからこんな話をして大丈夫なのって話ありましたよね。これはです、農振のガイドラインにちゃんと書いてあって、町で勝手に判断したのではなくてです、順序、逆になってもまあいいよというようなことがガイドラインが実は書いてあるです。それで、北海道農業会議とも話をして、順序逆になるけれども。
伊藤委員	地主さんから、〇〇さんから、〇〇さんからよろしくお願ひしますって言われたんですよ。ええって思ったけど、それも多分書かないんじゃないかなあって言ってたんですけど。ご本人は通してください、お願ひしますって言ってましたから。
事務局長	なるほど。なるほど。そうですね。
伊藤委員	ああ、喜んでるんだなあって思って。
事務局長	あのお、〇〇さんが農業委員さんによろしくお願ひしますって、総会にかかると思ってたから。よろしくお願ひしますって仰ったと思うんですけども
伊藤委員	ええ。そうです。
事務局長	これは審議不要案件なので、議案としては実は載ってこないんですよ。農地を農地以外にするということは。ということでです、公共性のあるものについてはそういった話になってると。ちょっと。すみません。どうしても長くなっちゃう。すいません。うん。うん。
会長	あとは何かご質問ございませんか。よろしいですか。よろしければ、支障ないということで、です、意見を回答したいと思いますので、よろしくお願ひします。
水上課長	皆さん、どうも、ありがとうございました。

【その他】

会長	<日程第7> その他なんですけども。
事務局	2月総会の日程について
会長	以上を持ちまして、第1回農業委員会総会を閉会いたします。本日は大変お疲れさまでした。